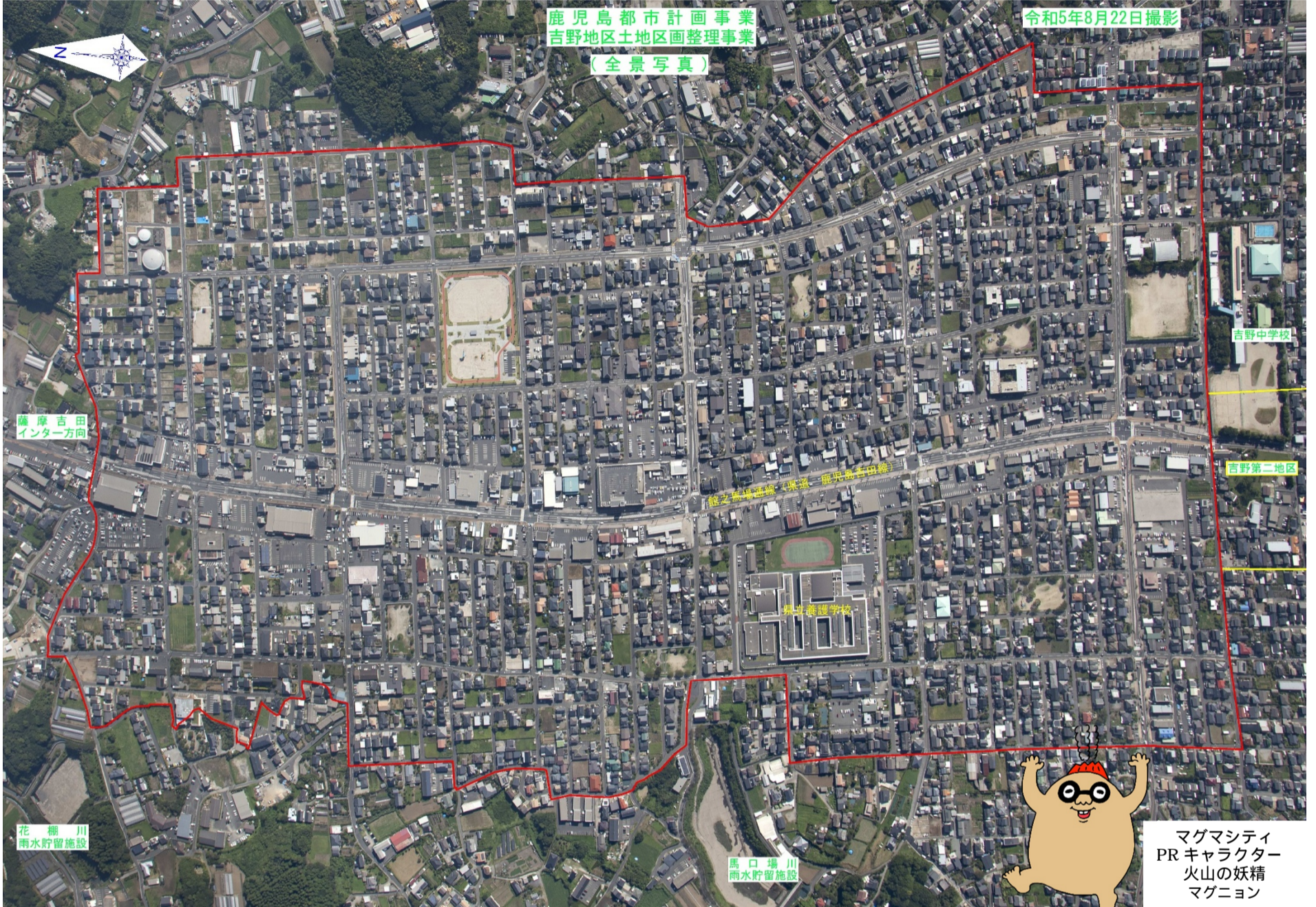


発行 鹿児島市建設局都市計画部
吉野区画整理課 吉野地区係
TEL 099(244)2114
FAX 099(244)2292

区画整理だより

吉野地区 第55号



マグマシティ PRキャラクター 火山の妖精 マグニオン

工事の完了

皆様方におかれましては、日頃より吉野地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。平成7年度に着手しました工事は、今年度ですべて完了しました。(なお、道路の補修工事等は今後も必要に応じて行っていきます。)

今後の事業の主な流れ

令和8年度の換地処分に向けての事業の主な流れは次のとおりです。令和9年度からの清算期間は、「登記の閉鎖・書替え」「清算金の徴収・交付」の流れとなります。

令和9年度～	令和8年度	令和6～7年度
清算期間	換地計画の縦覧 換地計画の決定 換地処分の通知 換地処分の公告	換地計画の作成

- 換地計画の作成
 - 換地を最終的に定めるため、整理前の土地と整理後の土地の関係をまとめた計画書を作成します。
 - 換地計画は次の4つを作成します。
 - 換地設計(区画整理前後の土地区画)、各筆換地明細(区画整理前後の土地の情報)、各筆各権利別清算金明細(権利者ごとの清算金額)、特別の定めをする土地の明細
 - 換地計画の作成においては、土地区画整理審議会に意見を聴きます。
 - 清算金を定める際には、土地評価の経験を有する評価員に意見を聴きます。
 - 換地計画の縦覧
 - 換地計画を2週間縦覧します。
 - 換地計画について意見がある場合は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。
 - 意見書が提出された場合、土地区画整理審議会の意見を聴いた上で採択するかどうかを決めます。
 - 採択の場合は、換地計画を修正して再度縦覧します。不採択の場合は、意見書を提出した方に採択しない旨を通知します。
 - 換地計画の決定
 - 鹿児島市は鹿児島県へ換地計画の認可を申請します。認可されると換地計画が決定となります。
 - 換地処分の通知
 - 権利者の方々に換地計画で定めた内容を記載した書類「換地処分通知書」をお送りします。
 - 換地処分通知の内容は次のとおりです。
 - 換地処分後の土地区画(換地処分後の土地の位置・形状及び、新しい町名・地番を記した図面)、各筆各権利別清算金明細(各筆及び各権利(所有権・借地権・抵当権など)ごとに清算金の交付金額、及び徴収金額を記した明細書)
 - 換地処分の公告
 - 権利者の方々に「換地処分通知書」が届いたことを確認後、鹿児島市は鹿児島県知事に換地処分を行ったことを届出ます。届出を受けた鹿児島県知事は、換地処分が行われたことを公告します。
 - 公告日の翌日に換地計画の内容の効力が発生し、土地に関する権利と清算金が確定します。